# 災害時における防災活動協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社マイカル（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（１）乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。

（２）乙は、乙の店舗において、被災者等（帰宅困難者を含む。以下同じ。）に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

（３）乙は、乙の店舗において、被災者等に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第４条　防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　第２条第１項(1)及び同条第２項に規定する防災協力の実施に要する物資（以下「物資」という。）の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（経費の負担）

第６条　物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第７条　甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第８条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第９条　乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、平成１９年８月２９日から平成２０年３月３１日迄とする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年8月２９日

甲　千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長

乙　千葉市美浜区高洲３－１３－１
株式会社　マイカル

〈対象店舗〉
千葉市稲毛区小仲台１－４－２０
株式会社マイカル稲毛サティ